# 第4 しょうけい館について

## ●設置目的

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

## ●事業の概要

1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

### 《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。





戦場スケッチ

### 《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成22年3月~5月	あふれる想い、伝える言葉〜戦傷病者とその家族等が綴る体験記展〜
平成22年7月~9月	昭和の夫婦~"戦傷病者の妻"が生きた時代~
平成23年3月~5月(予定)	ひたすらに、ひたむきに生きて半世紀 -戦傷病者とその家族が語る人生の歩み- (仮)

企画上映会			
平成22年9月~12月	新収録映像企画上映会		
平成23年9月(予定)	新収録映像企画上映会(仮)		

場所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル		
開館時間	10:00~17:30(入館は午後17:00まで)		
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始		
アクセス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)		
ホームヘ゜ーシ゛	http://www.shokeikan.go.jp		

## 第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

	項目	援護の内容	摘要
1	戦傷病者手帳の	軍人軍属等で公務上の傷病により	交付人員 29,673人
	交付(第4条)	一定程度の障害を有する者等に	
		交付	(平成22年4月1日現在)
2	療養の給付又は	公務上の傷病につき療養を必要と	療養患者数 718人
	療養費の支給	する者に給付(支給)	
	(第10条、第17条)		(平成22年4月1日現在)
3	療養手当の支給	1年以上の長期入院患者で傷病	受給者 2人
	(第 18 条)	恩給等の年金を受けていない者に	
		支給 (月額 29, 400 円 )	(平成22年4月1日現在)
4	葬祭費の支給	療養の給付を受けている者が死亡	支給件数 18人
	(第19条)	した場合にその遺族に支給	
		(201,000円)	(平成21年度)
5	更生医療の給付	職業能力等の回復、向上のための	給付件数O件
	(第 20 条)	手術が必要な者に給付	
			(平成21年度)
6	補装具の支給及	一定程度以上の障害を有する者に	支給修理件数 341件
	び修理	義肢、車椅子等を支給(修理)	
	(第21条)		(平成21年度)
7	国立保養所への	重度戦傷病者の国立保養所への	入所者数 0人
	収容	収容	
	(第22条)		(平成22年4月1日現在)
8	旅客会社等の	障害の程度により一定回数の旅客	乗車券引換証交付人員
	乗車船について	会社等の乗車船について無賃扱い	14,874人
	の無賃取扱い	にする	
	(第23条)	(予算措置は国土交通省)	(平成21年度)
9	戦傷病者相談員	戦傷病者の生活等の相談に応じ、	戦傷病者相談員数 811人
	(第8条の2)	援護のために必要な指導を行う	
		(謝金 年額 25, 100 円)	(平成22年5月25日現在)

## 第6 中国残留邦人等の数

(1) #	中国残留邦人の状況	(平成 2	3年2月	1日現在)		
ア	孤児の肉親調査 孤児総数 うち身元判明者	· ·				
1	うち婦人等 (注) 孤児世帯の中	2, 55 4, 10 に夫婦と	1人( 5人( も孤児の	″ ″ 者が4世帯い♪	9,364人) 11,452人)	対は、
Ċ		1,28 4,51 中には、	5人(4人(	11	2,521人 7,163人	)
(2) 棒	華太等残留邦人の状況	(平成	23年2	月1日現在)		
ア	永住帰国の状況 永住帰国者の総数 うち樺太 うち旧ソ連本土	7	8人 (	<i>II</i>	総数 244人) 199人) 45人)	
	(注) 永住帰国者世帯 残留邦人の帰回	-			が5人いるので、	
1	一時帰国の状況 一時帰国の延人数 うち樺太 うち旧ソ連本土	1, 72	0人 (	<i>II</i>		

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1,453人が含まれている。

#### 第7 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート

定地 着域

中国帰国者 定着促進

中国帰国者自立 研修センター

中国帰国者支援・交流センター

研修

施設

で

0

支援

センター

- ◎帰国後
- 6ヶ月 ◎入所施設
- ◎集団指導で
- 日本語教育
- 生活指導
- · 就職相談
- 等

- ◎定着後 8ヶ月
- ◎诵所施設
- ◎事業内容
- 日本語指導
- 生活指導
- 就職相談 等

- ◎永続的に利用可能
- ◎通所施設
- ◎事業内容
  - 就労に結びつくような日本語習得支援
  - 生活相談や帰国者同士などの交流支援
  - 各地のボランティアの活動情報の収集 と提供

連 携

地 域 で 0 支 援

地域における多 様なネットワー クを活用し、地 域で安定して生 活できる環境を 構築する。

- ◎地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
  - ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
  - ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助

◎身近な地域での日本語教育支援

- ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
- 民間日本語学校利用時の受講料補助等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

生活支援

満額の 老齡基礎 年金等の 支給

- 帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけで なく、帰国後の期間についても追納を認める。
- ・追納に必要な額は全額国が負担することにより、 満額の老齢基礎年金等を支給。

補完する 支援給付

- 満額の老齢基礎年金相当額を、収入認定除外
- 厚生年金等その他の収入がある者については、 その3割を収入認定除外
- 住宅費、医療費等も個々の世帯に応じて支給
- 中国語等のできる支援・相談員の配置